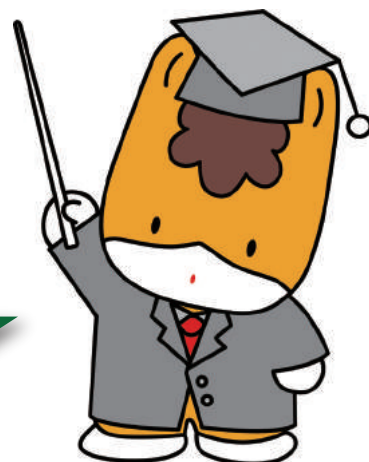


第2期 群馬県特別支援教育推進計画【概要版】

平成30年度～平成34年度

群馬県における特別支援教育の理念

- 特別支援教育を、障害のある幼児児童生徒（診断のあるなしにかかわらず。）に限らず、学習上、生活上に困難を抱えるすべての幼児児童生徒（以下「障害のある子ども等」という。）を対象に、県内すべての学校で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育としてとらえます。
- 特別支援教育を推進することは、障害のある子ども等への教育にとどまらず、すべての幼児児童生徒の教育の充実につながります。



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」

計画策定の趣旨

平成25年3月に策定した群馬県特別支援教育推進計画（第1期計画）が平成29年度で終了することから、第1期計画の基本的な考え方を継承しつつ、さらに社会状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、全県的な視点から総合的に特別支援教育を展望し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組を示すために、第2期群馬県特別支援教育推進計画（第2期計画）を策定しました。

教育委員会・学校の役割

群馬県教育委員会

本計画に基づいたすべての公立学校における特別支援教育の更なる充実

- 特別支援教育を推進するための体制整備
- 特別支援教育に関する社会全体の理解促進

県立特別支援学校等

障害のある子ども等の自立や社会参加の実現

- 校長を中心に、すべての教員が高い専門性を発揮できる指導体制の構築
- 特別支援学校高等部における職業教育の一層の充実
- 複数の障害のある児童生徒への対応の充実

地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮

- 市町村教育委員会と連携した地域の各学校への支援

障害のある子どもも障害のない子どもも共に学ぶ場の創出

- 小・中学校、高等学校等との間での交流及び共同学習の充実

市町村教育委員会

県教育委員会との連携の下、各市町村における特別支援教育の充実・発展

- 幼稚園等^(※)、小・中学校における障害のある子ども等への適切な指導体制の確立や指導内容・方法の充実
- 特別支援学級に対する積極的な支援
- 就学相談等の機能強化や保護者等への理解促進を更に推進
- 保護者や地域の人々への特別支援教育の理解啓発

幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等

障害に応じた適切な指導、必要な支援等の更なる充実

- 個々の幼児児童生徒への指導・支援について合理的配慮の適切な提供方法等と併せて、自校の指導・支援及び実践の充実
- 特別支援学校との学校間交流や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の充実
- 保護者や地域の人々へ共生社会の形成に向けた積極的な理解促進

※ 幼稚園等：保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園

平成30年2月
群馬県教育委員会

第2期 群馬県特別支援教育推進計画 基本目標と主な施策の方向

<本文中の(p.)は、計画の該当ページを示す>

基本目標 1

多様な学びの場における充実した 指導及び支援の実現

- ◎ 自立・社会参加に向けて、一人一人の多様な教育的ニーズや社会の変化に対応し、持てる力を最大限に伸ばせる教育環境の整備を推進していきます。
- ◎ 障害のある子ども等が、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、個別的教育支援計画と個別の指導計画を活用して一人一人の持てる力を高める授業を推進していきます。



主な施策の方向

教育課程の編成と実施に向けて

【特別支援学校】

- 社会に開かれた教育課程を実現するための研究や研修等 (p.20)
 - ・ 教員に対する教育課程の理解の深化
 - ・ 教科別の指導等に係る実践研究及び授業の改善
 - ・ 授業研究会の充実
 - ・ 教育課程の改善
 - ・ 障害の重度・重複化に応じた指導内容・方法の改善

【小・中学校】

《通常の学級》

- すべての子どもが共に活躍できる授業づくり (p.34)
 - ・ 特別支援教育の視点を生かした授業づくりの充実
 - ・ 個別的教育支援計画、個別の指導計画の活用推進
- 共に学び共に育つ学級経営の推進 (p.34)
 - ・ 計画的に自己有用感等を育てる学級経営の推進

《通級による指導》

- 新学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施・評価についての研修 (p.37,38)

《特別支援学級》

- 特色ある教育課程の編成と個別の指導計画を活用した指導の充実 (p.40)
 - ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用した教育課程編成の充実
 - ・ キャリア教育の推進
- 発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の質的向上の推進 (p.41)

【高等学校等】

- 就業体験（インターンシップ）による勤労観や職業観の育成 (p.47)
- 義務教育段階における学習内容の確実な定着 (p.47)
- 特別支援教育支援員等の配置 (p.47)

「個別の指導計画」を活用した指導の充実

【特別支援学校】

- 授業実践を通じた計画の活用 (p.21)
- 計画作成に関する保護者との連携 (p.21)
- 障害特性等実態把握のための検査に係る手引の研究 (p.21)
- 特別支援学校における実践集の作成 (p.21)

【小・中学校】

《通常の学級》

- すべての子どもが共に活躍できる授業づくり (p.34)
 - ・ 個別の指導計画の活用推進

《通級による指導》

- 学級担任と通級による指導担当教員の連携強化 (p.37)
- 「通級による指導の手引」の作成 (p.37)

《特別支援学級》

- 特色ある教育課程の編成と個別の指導計画を活用した指導の充実 (p.40,41)
 - ・ 個別の指導計画活用推進
 - ・ 個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の実施の促進
 - ・ 一人一人のよさが発揮できる学習場面の設定の推進

【高等学校等】

- 個別の指導計画活用による校内での情報の共有化 (p.47)
- 巡回指導に係る体制整備の検討 (p.47)

【幼稚園等】

- 個別的教育支援計画と個別の指導計画を活用した支援の充実 (p.57,58)
 - ・ 計画の活用による園(所)内での情報共有及び委員会設置の推進

コラム

「特別支援学校」とは…

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う学校。対象となる障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由者、病弱・身体虚弱があり、特別支援学校に就学する障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に定められています。

コラム

「特別支援学級」とは…

比較的軽度の障害のある児童生徒の教育のため、小・中学校に置かれる学級。対象となる障害種としては、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害があり、それぞれの学級が設置されています。

「通級による指導」の充実

【小・中学校】

- 通級指導教室の機能強化・効果的な運営のための体制整備 (p.37)
- 中学校における通級による指導の体制整備 (p.37)
- 学級担任との役割分担の明確化と連携の充実 (p.37)
 - ・ 学級担任と通級による指導担当教員の連携強化
 - ・ 「通級による指導の手引」の作成
- 指導内容及び指導方法の充実 (p.37,38)
 - ・ 新学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施・評価についての研修
 - ・ 通級による指導担当教員の専門性を向上させるための授業研究の推進
 - ・ 通級による指導の学びを通常の学級で生かす指導の研究

【高等学校等】

- 通級による指導による学びの場の提供 (p.48)
- 通級による指導の体制整備 (p.48)

【高等学校等卒業後】

- 卒業後の円滑な社会生活を目指すための「高等学校における通級による指導」の研究 (p.59)

コラム

「通級による指導」とは…

小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導のこと。

学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校や中等教育学校後期課程においても平成 30 年度から実施できることになり、本県では、生徒の発達段階や自尊感情等を考慮し、県内 5 か所の各教育事務所と総合教育センターの合計 6 か所を指導場所とする群馬方式（サテライト方式）を採用しました。

健康教育の推進

【特別支援学校】

- 歯科保健指導や食に関する指導等実践的な健康教育の推進 (p.27)
- 心身の調和を図るための指導・支援の推進 (p.27)
- 事故等発生時対応のための実践的教育の推進及び対応マニュアルの作成 (p.28)
- 「安全に関する指導」事例の蓄積と共有の推進 (p.28)

【小・中学校】

《特別支援学級》

- 歯科保健指導や食に関する指導等実践的な健康教育の推進 (p.41)
- 心身の調和を図るための指導・支援の推進 (p.41)

【高等学校等】

- 校内体制による組織的な支援と専門機関等の活用の推進 (p.51,52)

【幼稚園等】

- 健康管理の充実 (p.58)

キャリア教育・進路指導の充実

【特別支援学校】

- 幼稚園部・小学部・中学部・高等部の連携による指導計画の作成と実践 (p.24)
- 指導事例の蓄積と共有化の推進 (p.24)
- 進路選択に係る支援の充実 (p.26)
 - ・ 個別的教育支援計画の活用
 - ・ 子ども・保護者への進学・就労に係る情報提供
- 就労支援の拡充 (p.26)
 - ・ 就業体験先の開拓等の推進
 - ・ 職業教育の拡充
 - ・ 関係機関との連携の強化

【小・中学校】

《特別支援学級》

- キャリア教育の推進 (p.40)

【高等学校等】

- 就業体験（インターンシップ）による勤労観や職業観の育成 (p.47)
- 就労に向けた学習環境の整備の検討 (p.48)
- 自立・社会参加に向けた指導の充実 (p.50)
 - ・ 人間関係形成能力向上のための学習機会の充実
 - ・ 就業体験（インターンシップ）の実施
- 組織的な支援体制の整備 (p.50)
 - ・ 進路指導担当者を中心とする連絡協議会の研究
 - ・ 関係機関と連携したサポート体制の構築
 - ・ ジョブコーチ支援制度の利用促進

達成目標（H34 年度目標）

- 公立学校における障害のある子ども等への「個別の指導計画」の作成率（作成校数 / 全校数 * 100）

- 作成率・幼稚園 95% ・小学校 100%
- ・中学校 100% ・高校等 80%

コラム

「個別的教育支援計画」とは…

障害のある子ども等の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していく考え方の下、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために一人一人について作成する計画です。

コラム

「個別の指導計画」とは…

一人一人の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成される計画。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画です。

※ 「個別の指導計画」と「個別的教育支援計画」について、平成 29 年 3 月に公示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について全員作成することとし、通常の学級に在籍している通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっては、作成して、活用に努めることとしました。特別支援学校では、既にすべての幼児児童生徒に作成が義務付けられています。

基本目標 2

各学校に対する充実した支援の実現

- ◎ 地域の各学校に通う障害のある子ども等に対する教科指導、生徒指導や学級経営等について、特別支援学校の助言などによる支援をより一層充実するとともに、各学校における校内支援体制を充実します。
- ◎ 各学校における充実した校内支援体制を確保する上では、園長、校長等のリーダーシップが欠かせないことから、管理職等への研修や学校経営についての相談体制を充実させるとともに、各学校を支援する教育委員会の指導主事等を対象とした研修を行い、学校を支援する体制の充実を図っていきます。



主な施策の方向

特別支援学校のセンター的機能を 活用した校内支援体制の充実

【特別支援学校】

- 教科別の指導等に係る実践研究及び授業の改善 (p.20)
- 特別支援学校がセンターとしての役割を果たすための環境整備 (p.73)
- 特別支援学校の教育活動の公開 (p.76)

【小・中学校】

《通常の学級》

- 障害のある子ども等に対する支援体制の充実(p.33,34)
 - ・ 専門的スタッフ配置による指導・支援体制整備の推進
 - ・ 支援体制づくりの推進
 - ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用した教職員の研修の充実

《特別支援学級》

- 特別支援学校のセンター的機能を活用した教育課程編成の充実 (p.40)

【高等学校等】

- 巡回指導に係る体制整備の検討 (p.47)
- 健康教育における校内体制による組織的な支援と専門機関等の活用の推進 (p.51,52)

【幼稚園等】

- 障害に対する理解を深めるために実施する研修の推進 (p.57)

外部の人材を活用した校内支援体制の充実

【特別支援学校】

- 社会に開かれた教育課程を実現するための研究や研修等 (p.20)
 - ・ 教科別の指導等に係る実践研究及び授業の改善
 - ・ 障害の重度・重複化に応じた指導内容・方法の改善
- 「個別の指導計画」を活用した授業の充実 (p.21)
 - ・ 障害特性等実態把握のための検査に係る手引の研究
 - ・ 特別支援学校における実践集の作成

【小・中学校】

《通常の学級》

- 障害のある子ども等に対する支援体制の充実 (p.33)
 - ・ 専門家の派遣による外部人材の活用の推進

【高等学校等】

- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用の推進 (p.46,47)
 - ・ 巡回指導に係る体制整備の検討

【就学前から幼稚園等】

- 適切な就学先の決定に向けた相談支援の推進 (p.56)
 - ・ 総合教育センター、教育事務所等が果たしている相談機能の拡充
 - ・ 市町村での相談体制づくりの推進
- 幼稚園等における特別支援教育の推進 (p.57,58)
 - ・ 計画の活用による園(所)内での情報共有及び委員会設置の推進

コラム

「特別支援学校のセンター的機能」とは…

学校教育法では、「特別支援学校においては、(中略)特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定している。具体的な例は以下の通りです。

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある児童生徒への指導・支援機能
- ④ 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある児童生徒への施設・設備等の提供機能

達成目標 (H34 年度目標)

- 幼稚園等、小・中学校、高等学校等に対する特別支援教育に関する相談支援
 - 相談件数 11,000 件
 - 【内訳】・新規相談 5,000 件
 - ・継続相談 6,000 件

※ 相談支援については、新規相談の増加を促進する目標とします。継続相談については、1 ケースに対して、ある一定回数の相談支援で成果を出し、当該学校へ支援を引き継ぎます。

基本目標 3

発達段階や学校段階を通じた切れ目ない支援の実現

- ◎ 個別の教育支援計画の活用を通して、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども等に対する就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築を図っていきます。
- ◎ 早期からの教育相談や就労支援を行うなどの外部の専門家等の活用を図り、連携して、切れ目ない支援を行うための体制の充実を図っていきます。



主な施策の方向

「個別の教育支援計画」を活用した支援体制の構築

【就学前からの相談・支援体制の整備】

- 就学前に行っている支援の計画等と個別の教育支援計画との関連についての研究 (p.55,56)
- 新学齢児の計画を作成する市町村への支援についての研究 (p.56)
- 就学・進学先等への情報引継ぎの推進 (p.56)

【特別支援学校】

- 関係機関との連携による作成及び支援・引継ぎでの活用 (p.20)
- 計画作成の手順・書式・記載例等を示すモデルの開発 (p.20)
- 計画活用のための実践的研究及び成果の共有・提供 (p.20,21)

【小・中学校】

《通常の学級》

- すべての子どもが共に活躍できる授業づくり (p.34)
 - ・ 個別の教育支援計画の活用の推進

《特別支援学級》

- 連携のための活用の推進 (p.40)
- 作成方法等に係る手引の作成 (p.40)

【高等学校等】

- 中学校からの確実な情報の引継ぎの推進 (p.46)
- 進路先への情報提供及び卒業後の継続支援についての実践 (p.47)
- 活用しやすい様式・形態の研究 (p.47)

【高等学校等卒業後の支援体制の整備】

- 支援の継続に活用できる個別の教育支援計画の研究 (p.59)

達成目標 (H34 年度目標)

- 公立学校における障害のある子ども等への「個別の教育支援計画」の作成率 (作成校数 / 全校数 * 100)
 - 作成率・幼稚園 60% ・小学校 100%
・中学校 100% ・高校等 55%
- 高等部生徒の就業体験受入可能な企業開拓
 - 企業数：400 箇所
- 高等部卒業生の一般就労率
 - 一般就労率：40%
- 一般就労を希望する高等部3年生徒の一般就労率 (希望は 10/1 時点)
 - 一般就労希望者の就労率：90%

外部専門家等を活用した切れ目ない支援を行うための取組

【早期からの教育相談】

- 適切な就学先の決定に向けた相談支援の推進 (p.56)
 - ・ 総合教育センター、教育事務所等が果たしている相談機能の拡充
 - ・ 市町村での相談体制づくりの推進
 - ・ 子どもの学びの場について考える保護者のための相談支援の推進
- 地域の学校や関係団体との連携協力体制の充実 (p.58)
 - ・ 幼稚園等と小・中学校の連携の強化の推進
 - ・ NPO等地域の支援団体とのネットワークづくり
 - ・ 「障害児相談担当者連絡会」の拡充

【特別支援学校】

- 進路選択に係る支援の充実 (p.26)
 - ・ 個別の教育支援計画の活用
 - ・ 子ども・保護者への進学・就労に係る情報提供
- 就労支援の拡充 (p.26)
 - ・ 就業体験先の開拓等の推進
 - ・ 関係機関との連携の強化
- 「特別支援学校医療的ケア支援事業」の継続(p.27,28)

【小・中学校】

《特別支援学級》

- キャリア教育の推進 (p.40)
- 健康教育における個別の教育支援計画を活用した連携の充実 (p.41)

【高等学校等】

- 組織的な支援体制の整備 (p.50)
 - ・ 進路指導担当者を中心とする連絡協議会の研究
 - ・ 関係機関と連携したサポート体制の構築
 - ・ ジョブコーチ支援制度の利用促進
- 健康教育における校内体制による組織的な支援と専門機関等の活用 (p.51,52)

コラム

「特別支援学校職業自立推進事業」とは…

県が実施している特別支援学校高等部生徒の就労支援事業。就労支援員を知的特別支援学校に配置し、職場や就業体験先の開拓、企業に対する理解促進等を行ったり、高等部卒業後の社会生活に向けて、生活の質の向上や職業観の育成など各校の進路指導の課題解決のために研修を実施したりしています。

基本目標 4

すべての教員の特別支援教育に関する専門性向上の実現

- ◎ すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識と技能を有することが求められていることから、研修による知識の習得と技能の向上を図っていきます。
- ◎ 専門性が高く、特別支援教育に対する意欲のある教員を確保し、障害のある子ども等の理解と必要な指導力の育成を図っていきます。



主な施策の方向

すべての教員に対する研修による知識の習得や技能の向上

【専門性の高い人材の育成】

- 専門的知識や基礎的技能のある教員の確保 (p.62)
- 階層別研修の実施 (p.62)
 - ・ 管理職、教務主任、担任等、それぞれの職等に応じた計画的な研修の実施
 - ・ 総合教育センターが行う特別支援教育の研修内容の充実
 - ・ 特別支援教育コーディネーター等の育成のための階層別研修の実施
 - ・ 特別支援学級等の新任者への研修機会の拡充
 - ・ 特別支援教育センターが実施する臨床研究会の活用
- 特別支援教育を担当する指導主事の専門性向上(p.63)
 - ・ 指導主事の専門性の向上
 - ・ 市町村支援のための教育事務所の支援体制の充実
- 特別支援学校教諭免許状取得の促進 (p.63)
- 評価と改善の工夫 (p.63)

「共に学ぶ」考えを普及するための教職員交流の推進

【専門性の高い人材の育成】

- 特別支援学校と小・中学校及び高等学校等との教職員交流の推進 (p.63)

【特別支援学校の配置及び整備】

- 「未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備」や「市立特別支援学校の県立移管」による地域の小・中学校と特別支援学校との人事交流の推進 (p.65,66,69)

達成目標 (H34 年度目標)

- 公立学校における教員の特別支援教育研修受講率 (過去 1 回でも受講した回数 / 全教職員)
 - 受講率：100%

校内での研修の充実

【特別支援学校】

- 社会に開かれた教育課程を実現するための研究や研修等 (p.20)
 - ・ 教科別の指導等に係る実践研究及び授業の改善
 - ・ 授業研究会の充実
 - ・ 障害の重度・重複化に応じた指導内容・方法の改善
- 健康や安全に係る教員研修の実施 (p.27,28)

【小・中学校】

《通常の学級》

- 特別支援学校のセンター的機能を活用した教職員の研修の充実 (p.33,34)

《通級による指導》

- 指導内容及び指導方法の充実 (p.37,38)
 - ・ 新学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施・評価についての研修
 - ・ 通級による指導担当教員の専門性を向上させるための授業研究の推進
 - ・ 通級による指導の学びを通常の学級で生かす指導

《特別支援学級》

- 発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の質的向上の推進 (p.41)

【幼稚園等】

- 個別的教育支援計画と個別の指導計画を活用した支援の充実 (p.57)
 - ・ 障害に対する理解を深めるために実施する研修の推進

コラム

公立特別支援学校における「特別支援学校教員免許状」取得割合 (H28 年度文部科学省調査)

- 当該障害種の免許状保有者
 - 群馬県：66.1%
 - 自立教科等の免許状保有者 (当該障害種)
 - 群馬県：0.7%
 - 全体としての免許状保有率
 - 群馬県 66.9%
- ※ 中央教育審議会の答申 (平成 27 年 12 月 21 日) では、平成 32 年までにおおむねすべての特別支援学校の教員が当該学校免許状を保有することを目指すとされています。

基本目標5 共に生き、共に学ぶ環境の実現

- ◎ 学校における交流及び共同学習の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指していきます。
- ◎ 共に生きる社会の実現を目指し、特別支援教育に対する理解啓発に努めていきます。



「手話」を表現している
ぐんまちゃん

主な施策の方向

共に生き、共に学ぶ共生社会の実現

【特別支援学校】

- 居住地校交流の充実 (p.23)
 - ・ 居住地域に対する理解促進
 - ・ 居住地校交流支援者の活用
 - ・ 副次的な籍の研究
- 組織的・計画的な交流及び共同学習に係る研究 (p.23)

【小・中学校】

- 《通常の学級》
- 共に学び共に育つ学級経営の推進 (p.34,35)
 - ・ 特別支援学校、特別支援学級との交流及び共同学習の推進
 - ・ 道徳教育の充実
- 《特別支援学級》
- 個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の実施の促進 (p.40,41)
 - 一人一人のよさが発揮できる学習場面の設定の推進 (p.41)

【高等学校等】

- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級との交流及び共同学習の推進 (p.49)

【幼稚園等】

- 幼稚園等と小・中学校の連携の強化の推進 (p.58)

【未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備】

- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境の整備 (p.66)

コラム 「交流及び共同学習」とは…

①相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、②教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を一体的にとらえ、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動のこと。

<「交流及び共同学習」の形態の例>

- 居住地域における交流及び共同学習：特別支援学校に在籍する児童生徒等が、居住する地域の小・中学校等において、在籍する児童生徒等と一緒に活動し触れ合う形態。
- 学校間における交流及び共同学習：特別支援学校と幼稚園等、小・中学校、高等学校等が、行事等を通じて相互に相手校を訪れ、学校全体、学年、学級等の単位で行う形態。
- 小・中学校の通常の学級と特別支援学級との形態。
- 地域の人々と特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒たちが触れ合う形態。

特別支援教育に対する理解啓発

【障害のある子ども等の自立・社会参加に係る理解啓発】

- 理解啓発事業の実施 (p.75,76)
 - ・ 理解啓発イベントの開催
 - ・ 講演会、ワークショップの開催
 - ・ 理解啓発リーフレットの作成と配布
- 教育委員会や学校のWebページ等での情報提供の充実 (p.76)
- 特別支援学校の教育活動の公開 (p.76)
- 学校間の交流の推進 (p.76)
- 居住地校交流の推進 (p.76,77)
- 障害特性の理解に係る学習 (p.77)
- 群馬県手話言語条例の施行に伴う教育分野の取組 (p.77)

コラム

「群馬県手話言語条例」の施行に伴う教育分野の取組とは…

「群馬県手話言語条例」は、平成27年4月1日から施行した群馬県条例。手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めたものです。県は本条例の趣旨に基づいた「群馬県手話施策実施計画」のうち、学校における手話の普及と啓発を推進するため、以下の点を進めます。

- ① 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備
- ② ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援
- ③ ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実

詳細は…

- ・ 第2期群馬県特別支援教育推進計画 (p.77)
- ・ 群馬県ホームページ「群馬県手話施策実施計画」をご覧ください。

達成目標 (H34 年度目標)

- 特別支援学校(小・中学部)児童生徒の中で居住地校交流を行う児童生徒の実施率
 - 実施率・小学部 30% ・中学部 15%
- 公立高校等における特別支援学校との学校間交流の実施率(実施校数/全校数*100)
 - 実施率：全校数の40%

今後の特別支援学校の整備に向けて

特別支援学校の配置及び整備

【未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備】

- 小学部から高等部段階まで身近な地域で学べる教育環境の整備 (p.66)
- 医療的ケアが実施できる指導・支援体制の整備 (p.66)
- 地域の特別支援教育の拠点整備 (p.66)

【市立特別支援学校の県立移管】

- 義務教育段階の学校としての移管 (p.68)
- 一人一人に応じた指導・支援の継続 (p.68)
- 地域の特別支援教育のセンターとしての役割 (p.68)

【特別支援学校の再編等】

- 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充 (p.72)
- 高等部の在り方に係る検討 (p.72,73)
- 学習環境の整備のための施設・設備の充実 (p.73)

特別支援学校における教育内容の充実

【それぞれの特別支援学校における教育の研究】

- 県立盲学校及び県立聾学校における多様なコミュニケーション手段活用のための研究 (p.21)
- 県立盲学校の高等部及び専攻科における新たな教育内容・学科の検討 (p.21)
- 県立聾学校の高等部及び専攻科における教育内容・学科の検討 (p.21)
- 知的特別支援学校小・中学部における指導内容等の研究開発 (p.21)
- 知的特別支援学校高等部における職業学科と普通科の役割等の検討 (p.21,22)
- 肢体不自由特別支援学校における外部人材の活用 (p.22)
- 病弱特別支援学校における心因性疾患に対応した指導内容等の検討 (p.22)
- 病弱特別支援学校における訪問指導の充実 (p.22)

計画の実施

【実施】「時代の変化に対応できる柔軟な運用」

本県における特別支援教育の理念や基本目標を堅持しつつ、それらを実現するための施策や事業については、時代の変化に機敏に対応するため、不断の見直しを行いながら、柔軟に実施していく必要があります。

具体的には、関連する事業の見直しを含む進捗管理を行いながら着実な実施を図っていきます。

【検証】「群馬県特別支援教育総合推進事業運営会議」による検証と次年度以降への反映

毎年度、運営会議を開催し、基本目標に係る目標値の達成状況及び関係する主要事業の実績を検証していきます。

「群馬県特別支援教育総合推進事業運営会議」

全体会

計画全体の進捗状況を評価・検証するとともに、次年度以降の取組について、取りまとめを行う。

専門部会

計画の進捗状況を取りまとめた結果について、専門性の高い意見交換を行うなどにより、評価・検証を行う。

★ 検討結果の公表では、県ホームページへの掲載などにより、検討の状況を広く県民に公表します。

【理解啓発による実効性の向上】

教育に携わる者一人一人が、特別支援教育の理念や本計画の基本目標など、本県が目指している基本的な考え方を理解し、対応していくことが基本です。また、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携も不可欠であり、こうした営みを支える県民の理解も欠かせません。

このため、共生社会の形成を目指し、特別支援教育に対する理解啓発に努め、本計画の実施に当たります。

コラム

「身近な地域で学び、就労へ」 「小規模校によるきめ細かな就労支援へ」

これまで、藤岡、富岡、吾妻の各地域には、特別支援学校が設置されていませんでした。

そのため、これらの地域の障害のある子どもは、遠方の特別支援学校に、保護者の送迎やスクールバスの利用、あるいは寄宿舎を利用して通学していました。

そこで、第1期計画期間で、これらの各地域へ特別支援学校（小・中学部）の設置に取り組み、未設置地域を解消してきました。

第2期計画期間では、群馬の特別支援学校の特色である「身近な地域で学び、就労へ」「小規模校によるきめ細かな就労支援へ」ということを大切に、藤岡、富岡、吾妻の各特別支援学校と従前より分校（小・中学部）として設置していた沼田特別支援学校を加えた4校に、高等部を開設して、身近な地域で、地元の事業所や施設との連携を図った職業自立を目指した教育環境の整備を行っていきます。

第2期群馬県特別支援教育推進計画の本文は県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.gunma.jp/03/x33g_00017.html



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

第2期 群馬県特別支援教育推進計画 (概要版)

平成30年2月発行

群馬県教育委員会事務局特別支援教育課
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話：027-226-4651

FAX：027-243-7785

E-mail：kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp